



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2025 年 2 月 18 日から 19 日に会議を行った。](#)

[IASB と ISSB は 2025 年 2 月 19 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [無形資産（アジェンダ・ペーパー17）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新（アジェンダ・ペーパー32）](#)

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2025 年 2 月 18 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」で提案した表示及び開示の要求事項に対する利害関係者のフィードバックに対応した考え得る変更について議論した。IASB は次のことについて議論した。

- 資本金金融商品の表示についての考え得るアプローチ
- 提案した開示要求の考え得る精緻化

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、提案した表示及び開示の要求事項の考え得る変更に関して利害関係者グループと協議する。

償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は 2025 年 2 月 19 日に会合し、プロジェクト計画について議論した。特に、IASB は次のことについて議論した。

- 本プロジェクトの目的、アプローチ及び範囲に関する協議グループからのフィードバック
- 適用上の論点の原因に関する情報を収集するための作成者との会合の計画
- 各領域に関する IASB の審議の開始予想を示した暫定的なプロジェクト日程

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はこのプロジェクトの範囲に含まれる適用上の論点についての議論を開始する。

無形資産（アジェンダ・ペーパー17）

IASB は 2025 年 2 月 18 日に会合し、次のことについて議論した。

- 利害関係者との会合からのフィードバックの要約
- 財務諸表利用者及び他の利害関係者からの IASB のアンケート調査への回答の要約
- その他のリサーチ及び活動の要約

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、本プロジェクトの初期段階で収集したフィードバック及びその他の証拠の分析について議論し、その後本プロジェクトをどのように進めるのが最善なのかを検討する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は、2025 年 2 月 19 日に会合し、本プロジェクトの目的及び当該目的の達成に対するアプローチについて再審議した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 本プロジェクトの目的を維持するが、プロジェクトの現段階を反映するために文言を修正する。
- b. 引き続き次のことのみを検討することによって、本プロジェクトの目的の達成に対するアプローチを維持する。
 - i. 企業結合の業績に関する情報及び企業結合から期待されるシナジーに関する定量的情報を開示することを企業に要求すること
 - ii. (i)に記載した情報の一部を一部の企業結合についてのみ要求すること
 - iii. 一部の状況において(i)に記載した情報の一部について企業に対して開示を免除する。
 - iv. 公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」で提案された IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求のその他の修正を進めること
 - v. 経営者の過度の楽観性及びシールディングの軽減に役立てるとともに、コストと複雑性を低減させるために、IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストのいくつかの的を絞った改善を行うこと
 - vi. (i)から(v)によって必要となる可能性のある他の修正を行うこと（例えば、IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号における経過措置の修正及び IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正）

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトに関する議論を継続する。これには、業績及び期待されるシナジーに関する情報の開示を企業に要求することに関しての議論が含まれる。

維持管理及び一貫した適用

IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新（アジェンダ・ペーパー32）

IASB は、2025 年 2 月 18 日に会合し、公開草案「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」における提案に対するフィードバックについて議論した。

フィードバックを検討した後に、IASB は以下に関する提案を維持することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 交換可能性の欠如
14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

IASB は以下に関する提案を変更することを暫定的に決定した。

- a. サプライヤー・ファイナンス契約（次のことによつて）
 - i. IFRS 第 19 号の新しい第 167A 項の提案（サプライヤー・ファイナンス契約を定義するものであった）の撤回。
 - ii. IFRS 第 19 号の第 168 項(b)(iii)の削除。同項は、第 168 項(b)(i)に従って開示した金融負債とサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない同等の営業債務の両方について支払期日の範囲を開示することを企業に要求している。
- b. 第 2 の柱モデルルール（IFRS 第 19 号の第 199 項に「既知の又は合理的に見積可能な」という語句の追加によつて）
14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。
- c. 金融商品の分類及び測定（IFRS 第 19 号の第 56C 項及び第 56A 項の第 2 文の削除によつて）
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、IFRS 第 19 号の修正の書面投票プロセスを開始するかどうかを決定する。IASB はこれらの修正を 2025 年後半に公表する計画である。